

議案第16号

教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程

教育長の権限に属する事務の一部委任規程（昭和52年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第16号資料

教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
(目的) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第25条第4項</u> の規定に基き、教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定め、教育行政事務の能率的な運営に資することを目的とする。 付 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。	(目的) 第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第26条第3項</u> の規定に基き、教育長の権限に属する事務の委任について必要な事項を定め、教育行政事務の能率的な運営に資することを目的とする。	法改正に伴う引用条項の改正

議案第 17 号

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 3 月 27 日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

小金井市人事制度の改正に伴う教育委員会事務局職員に係る規定及び幼稚園業務に
係る規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程（平成元年教育委員会規程第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第3条第1項及び第3項」を「第3条第1項から第3項まで」に、「係長及び主査」を「係長、統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査」に改め、同条第9号中「第3条第2項及び第3項」を「第3条第2項」に、「副主査」を「技能主任」に改める。

第9条学務課長の専決事案中第7号を削り、第8号を第7号とする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第17号資料

小金井市教育委員会教育長事務決裁及び専決規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } 省略 (7) (8) 係長とは、組織規則第3条第1項から第3項までに規定する係長、統括技能長、技能長、主査、専任主査及び専任技能主査をいう。 (9) 主任とは、組織規則第3条第2項に規定する主任及び技能主任をいう。 (課長の専決) 第9条 省略 各課長共通の専決事案 省略 庶務課長の専決事案 省略 学務課長の専決事案 (1) } 省略 (6) (7) 私立学校の各種届出等の受理に関すること。	(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) } 省略 (7) (8) 係長とは、組織規則第3条第1項及び第3項に規定する係長及び主査をいう。 (9) 主任とは、組織規則第3条第2項及び第3項に規定する主任及び副主査をいう。 (課長の専決) 第9条 省略 各課長共通の専決事案 省略 庶務課長の専決事案 省略 学務課長の専決事案 (1) } 省略 (6) (7) 幼稚園就園奨励費支給認定に関すること。 (8) 私立学校の各種届出等の受理に関すること。	規定の整備 同上 幼稚園に関する規定の削除 号の繰上げ

指導室長の専決事案
生涯学習課長の専決事案 } 省略

付 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

指導室長の専決事案
生涯学習課長の専決事案 } 省略

議案第18号

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会公印規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

小金井市教育委員会公印規程（昭和59年教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小金井市教育委員会委員長印	4	古印体	方21	一般文書	庶務課長
小金井市教育委員会委員長職務代理者印	5	古印体	方21	一般文書	庶務課長

」

を

「

削除	4	削除	削除	削除	削除
削除	5	削除	削除	削除	削除

」

に、

「

小金井市教育委員会教育長職務代理者印	8	てん書	方30	辞令・賞状	庶務課長
	9	古印体	方21	一般文書・契約	庶務課長

」

を

「

小金井市教育委員会教育長職務代理者印	8	削除	削除	削除	削除
	9	古印体	方21	一般文書・契約	庶務課長

」

に改める。

「 4 別表第 2 中 小金井市 教育委員会 削除
会 委員長 」 を に、

「 5 小金井市教育 委員会 削除
委員長 を に改める。
職務代理者 」

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規程による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は適用せず、この規程による改正前の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程						現行規程						備考
別表第1（第1条の2、第2条関係）						別表第1（第1条の2、第2条関係）						
名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守責任者	名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	管守責任者	
小金井市教育委員会印	省略	省略	省略	省略	省略	小金井市教育委員会印	省略	省略	省略	省略	省略	委員長印の廃止
削除	4	削除	削除	削除	削除	小金井市教育委員会委員長印	4	古印体	方2 1	一般文書	庶務課長	委員長職務代理人印の廃止
削除	5	削除	削除	削除	削除	小金井市教育委員会委員長職務代理人印	5	古印体	方2 1	一般文書	庶務課長	てん書印の廃止
小金井市教育委員会教育長印	省略	省略	省略	省略	省略	小金井市教育委員会教育長印	省略	省略	省略	省略	省略	
小金井市教育委員会教育長職務代理人印	8	削除	削除	削除	削除	小金井市教育委員会教育長職務代理人印	8	てん書	方3 0	辞令・賞状	庶務課長	
	9	古印体	方2 1	一般文書・契約	庶務課長		9	古印体	方2 1	一般文書・契約	庶務課長	
省略						省略						

別表第2（第2条関係）

4

削除

5

削除

別表第2（第2条関係）

4

小金井市
教育委員
会委員長

5

小金井市教育
委員会委員長
職務代理者

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規程による改正後の別表第1及び別表第2の規定は適用せず、この規程による改正前の別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。

議案第20号

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

非常勤職員制度の見直し等により学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程が改正されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成元年教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、小金井市公立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する者をいう。）で小金井市公立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員に対する兼業の許可は、校長が行う。

第6条の次に次の1条を加える。

（消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例）

第6条の2 学校職員は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

- 2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第5条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、前条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

第9条第6号中「都民」を「市民」に改める。

第13条第1項中「第2条第2号から第3号まで」を「第2条第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「給与を」を「給与又は報酬を」に改める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第20号資料

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第26号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、小金井市公立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「学校職員」という。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第2条第1項に規定する者をいう。）で小金井市公立学校に勤務する常勤の職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「教員等」という。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（兼業の許可権者）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員に対する兼業の許可は、学校長が行う。 （消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例）</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第26号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする小金井市公立学校に勤務する常勤の職員及び再任用短時間勤務職員（以下「学校職員」と総称する。）が営利企業等に従事する場合並びに教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする教育公務員（教育公務員特例法第2条に規定する者をいう。）で小金井市公立学校に勤務する常勤の職員及び再任用短時間勤務職員（以下「教員等」と総称する。）が教育に関する兼職等を行う場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（兼業の許可権者）</p> <p>第4条 省略</p>	<p>規定の整備</p> <p>非常勤の職員に係る規定の新設 消防団との兼業に係る</p>

第6条の2 学校職員は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、第3条の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があつたときは、第5条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第4条、前条、第11条及び第13条の規定は、第1項の兼業の許可について準用する。この場合において、前条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

（教育に関する兼職等を承認しない場合）

第9条 承認権者は、申請に係る教員等が次の各号の1に該当する場合には、教育に関する兼職等の承認をしないものとする。

(1) }
(2) } 省略
(5) }

(6) 教育に関する兼職等の内容が、学校教育の本旨と相いれないもの又は市民の信頼を損ない学校教育に疑念を持たせるものであると認めるとき。

（職務に専念する義務の免除との関係）

第13条 学校職員が第3条に規定する兼業の許可を受けた場合及び前条に規定する兼職の承認を受けた場合で、当該兼業又は兼職が職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和38年規則第5号）第2条第2号又は第3号の規定に該当するときは、小金井市立学校職員の職務に専念

規定の新設

（教育に関する兼職等を承認しない場合）

第9条 承認権者は、申請に係る教員等が次の各号の1に該当する場合には、教育に関する兼職等の承認をしないものとする。

(1) }
(2) } 省略
(5) }

(6) 教育に関する兼職等の内容が、学校教育の本旨と相いれないもの又は都民の信頼を損ない学校教育に疑念を持たせるものであると認めるとき。

（職務に専念する義務の免除との関係）

第13条 学校職員が第3条に規定する兼業の許可を受けた場合及び前条に規定する兼職の承認を受けた場合で、当該兼業又は兼職が職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和38年規則第5号）第2条第2号から第3号までの規定に該当するときは、小金井市立学校職員の職務に

用語の整備

同上

する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和42年教育委員会規程第2号。以下「事務取扱規程」という。）第2条に定める専念義務免除の承認権者は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。

2 省略

3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため、又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与又は報酬を減額する。ただし、第1項又は前項の規定により、学校職員及び教員等が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業もしくは教育に関する兼職等を行うとき、又は前条に規定する兼職を行うときには、学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号）第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和42年教育委員会規程第2号。以下「事務取扱規程」という。）第2条に定める専念義務免除の承認権者は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。

2 省略

3 学校職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うため、教員等が第7条の規定による承認を得て教育に関する兼職等を行うため、又は学校職員が前条の規定による承認を得て兼職を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与を減額する。ただし、第1項又は前項の規定により、学校職員及び教員等が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業もしくは教育に関する兼職等を行うとき、又は前条に規定する兼職を行うときには、学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都教育委員会規則第28号）第6条の2に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

用語の整備

議案第21号

小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

職員の配偶者同行休業に関する条例の制定及び非常勤職員制度の見直しにより東京都立学校職員出勤簿整理規程が改正されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

小金井市公立学校出勤簿整理規程（昭和37年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の職員及び地方公務員法」を「東京都から給料又は報酬を受けてい
る者で、常勤の職員、地方公務員法」に、「(市より給与を受ける職員を除く。)」を「及
び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

理由	表示
1 週休日又は休日の出勤	出
2 出張	出張
3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修	研修
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第133号）第2条第1項の規定による団体への派遣	派遣
5 週休日	週休
6 週休日の変更	休変
7 超勤代休時間	超代
8 休日	休日
9 休日の代休日	代休
10 年次有給休暇	年全
(1) 1日単位	年休
(2) 半日単位	半休
(3) 時間単位（「年休」の右横に、時間数を記入すること。ただし、出勤時限後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）	年休
11 病気休暇	病休
12 公民権行使等休暇	公民
13 妊娠出産休暇	産休
14 妊娠症状対応休暇	妊娠
15 早期流産休暇	早期
16 母子保健健診休暇	母子
17 妊婦通勤時間	妊娠
18 育児時間	育児

1 9	出産支援休暇	支 援
2 0	育児参加休暇	育 参
2 1	子どもの看護休暇	看 休
2 2	生理休暇	生 休
2 3	慶弔休暇	慶 弔
2 4	災害休暇	災 害
2 5	夏季休暇	夏 休
2 6	長期勤続休暇	勤 休
2 7	ボランティア休暇	ボ 休
2 8	短期の介護休暇	短 介
2 9	介護休暇	介 護
3 0	職務に専念する義務の免除（3 1に該当する場合を除く。）	職 免
3 1	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	軽 減
3 2	育児休業	育 休
3 3	部分休業	部 休
3 4	大学院修学休業	学 休
3 5	配偶者同行休業	同 行
3 6	休職	休 職
3 7	停職	停 職
3 8	地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	専 徒
3 9	教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職	結 休
4 0	公務上の傷病	公 傷
4 1	通勤途上の傷病	通 災
4 2	事故欠勤	事 故
4 3	私事欠勤	私 事
4 4	遅参	遅 参
4 5	早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	早 退
4 6	無届欠勤	不 参
4 7	傷病欠勤	傷 欠
4 8	介護欠勤	介 欠
4 9	勤務を割り振られない日	非 出

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第21号資料

小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考																				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、小金井市公立学校に勤務する<u>東京都から</u>給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員の出勤簿の整理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th><th>表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 週休日又は休日の出勤</td><td>出</td></tr> <tr> <td>2 出張</td><td>出張</td></tr> <tr> <td>3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修</td><td>研修</td></tr> <tr> <td>4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等</td><td>派遣</td></tr> </tbody> </table>	理由	表示	1 週休日又は休日の出勤	出	2 出張	出張	3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修	研修	4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等	派遣	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、小金井市公立学校に勤務する<u>常勤の職員</u>及び<u>地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>市より給与を受ける職員を除く。</u>）の出勤簿の整理に關し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>表示</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 週休日又は休日の出勤</td><td>出</td></tr> <tr> <td>2 出張</td><td>出張</td></tr> <tr> <td>3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修</td><td>研修</td></tr> <tr> <td>4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等</td><td>派遣</td></tr> </tbody> </table>	事由	表示	1 週休日又は休日の出勤	出	2 出張	出張	3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修	研修	4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等	派遣	規定の整備
理由	表示																					
1 週休日又は休日の出勤	出																					
2 出張	出張																					
3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修	研修																					
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等	派遣																					
事由	表示																					
1 週休日又は休日の出勤	出																					
2 出張	出張																					
3 地方公務員法第39条又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条から第24条までの規定による研修	研修																					
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定による他の地方公共団体への派遣、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年東京都条例第12号）第2条第1項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣又は公益的法人等	派遣																					
		用語の整備																				

への東京都職員の派遣等に関する条例
(平成13年東京都条例第133号) 第2条第1項の規定による団体への派遣

- 5 週休日
- 6 週休日の変更
- 7 超勤代休時間
- 8 休日
- 9 休日の代休日
- 10 年次有給休暇
 - (1) 1日単位
 - (2) 半日単位
 - (3) 時間単位（「年休」の右横に、時間数を記入すること。ただし、出勤期限後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

- 11 病気休暇
- 12 公民権行使等休暇
- 13 妊娠出産休暇
- 14 妊娠症状対応休暇
- 15 早期流産休暇
- 16 母子保健健診休暇
- 17 妊婦通勤時間
- 18 育児時間
- 19 出産支援休暇
- 20 育児参加休暇
- 21 子どもの看護休暇
- 22 生理休暇
- 23 慶弔休暇

週	休
休	変
超	代
休	日
代	休
年	全
休	
半	休
年	
休	

病	休
公	民
産	休
妊	娠
早	期
母	子
妊	婦
育	児
支	援
育	参
看	休
生	休
慶	弔

への東京都職員の派遣等に関する条例
(平成13年東京都条例第133号) 第2条第1項の規定による団体への派遣

- 5 週休日
- 6 週休日の変更
- 7 超勤代休時間
- 8 休日
- 9 休日の代休日
- 10 年次有給休暇
 - (1) 1日単位
 - (2) 半日単位
 - (3) 時間単位（「年休」の右横に、時間数を記入すること。ただし、出勤期限後に与えたときは、押印又は他の表示の上に表示すること。）

- 11 病気休暇
- 12 公民権行使等休暇
- 13 妊娠出産休暇
- 14 妊娠症状対応休暇
- 15 早期流産休暇
- 16 母子保健健診休暇
- 17 妊婦通勤時間
- 18 育児時間
- 19 出産支援休暇
- 20 育児参加休暇
- 21 子どもの看護休暇
- 22 生理休暇
- 23 慶弔休暇

週	休
休	変
超	代
休	日
代	休
年	全
休	
半	休
年	
休	

病	休
公	民
産	休
妊	娠
早	期
母	子
妊	婦
育	児
支	援
育	参
看	休
生	休
慶	弔

2 4 災害休暇
 2 5 夏季休暇
 2 6 長期勤続休暇
 2 7 ボランティア休暇
 2 8 短期の介護休暇
 2 9 介護休暇
 3 0 職務に専念する義務の免除（3 1
に該当する場合を除く。）
 3 1 勤務の軽減措置による職務に専
念する義務の免除
 3 2 育児休業
 3 3 部分休業
 3 4 大学院修学休業
 3 5 配偶者同行休業
 3 6 休職
 3 7 停職
 3 8 地方公務員法第55条の2第1
項ただし書又は地方公営企業等の
労働関係に関する法律（昭和27年
法律第289号）第6条第1項ただ
し書の規定による職員団体等の業
務従事
 3 9 教育公務員特例法第14条の規
定（公立の学校の事務職員の休職の
特例に関する法律（昭和32年法律
第117号）により準用する場合を
含む。）による休職

災 害
 夏 休
 勤 休
 ボ 休
 短 介
 介 護
 職 免
 軽 減
 育 休
 部 休
 学 休
 同 行
 休 職
 停 職
 専 徒
 結 休

2 4 災害休暇
 2 5 夏季休暇
 2 6 長期勤続休暇
 2 7 ボランティア休暇
 2 8 短期の介護休暇
 2 9 介護休暇
 3 0 職務に専念する義務の免除（3 1
に該当する場合を除く。）
 3 1 勤務の軽減措置による職務に専
念する義務の免除
 3 2 育児休業
 3 3 部分休業
 3 4 大学院修学休業
 3 5 休職
 3 6 停職
 3 7 地方公務員法第55条の2第1
項ただし書又は地方公営企業等の
労働関係に関する法律（昭和27年
法律第289号）第6条第1項ただ
し書の規定による職員団体等の業
務従事
 3 8 教育公務員特例法第14条の規
定（公立の学校の事務職員の休職の
特例に関する法律（昭和32年法律
第117号）により準用する場合を
含む。）による休職又は職員の結核
休養に関する条例（昭和29年東京
都条例第11号）の規定による休養

災 害
 夏 休
 勤 休
 ボ 休
 短 介
 介 護
 職 免
 軽 減
 育 休
 部 休
 学 休
 休 職
 停 職

新設
専 徒
規定期間の整備

専 徒
 結 休

4 0 公務上の傷病

4 1 通勤途上の傷病

4 2 事故欠勤

4 3 私事欠勤

4 4 遅参

4 5 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）

4 6 無届欠勤

4 7 傷病欠勤

4 8 介護欠勤

4 9 勤務を割り振られない日

公 傷

通 災

事 故

私 事

遅 参

早 退

不 參

傷 欠

介 欠

非 出

3 9 公務上の傷病

4 0 通勤途上の傷病

4 1 事故欠勤

4 2 私事欠勤

4 3 遅参

4 4 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）

4 5 無届欠勤

公 傷

通 災

事 故

私 事

遅 参

早 退

不 參

新設
新設
新設

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第22号

小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程

小金井市公立学校職員服務規程の一部を別紙のように改正する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

非常勤職員制度の見直しにより東京都立学校職員服務規程が改正されることに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程

小金井市公立学校職員服務規程（平成元年教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の職員及び地方公務員法」を「東京都から給料又は報酬を受けてい
る者で、常勤の職員、地方公務員法」に改め、「短時間勤務の職を占める職員」の次に
「及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員」を加え、「東京都教育委
員会の任命する職員に限る。」を削る。

第3条第2項中「、本籍のある都道府県名」を削る。

第11条中「又は休日」を「、休日又は勤務を割り振られない日」に改める。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

議案第22号資料

小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正規程	現行規程	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定に基づき小金井市公立学校に勤務する<u>東京都から給料又は報酬を受けている者で、常勤の職員、地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員（以下「職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(履歴事項の届出)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職員は、氏名、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに履歴事項異動届（別に定める様式）を提出しなければならない。</p> <p>(週休日等の登下校)</p> <p>第11条 職員は、週休日、<u>休日又は勤務を割り振られない日に登校したときは、登校及び下校の際学校の施設管理業務に従事する職員等にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条の規定に基づき小金井市公立学校に勤務する<u>常勤の職員及び地方公務員法</u>（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>東京都教育委員会の任命する職員に限る。</u>以下「職員」という。）の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(履歴事項の届出)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 職員は、氏名、<u>本籍のある都道府県名</u>、現住所、資格、免許その他の履歴事項に異動を生じたときは、速やかに履歴事項異動届（別に定める様式）を提出しなければならない。</p> <p>(週休日等の登下校)</p> <p>第11条 職員は、週休日<u>又は休日に登校したときは、登校及び下校の際学校の施設管理業務に従事する職員等にその旨を届け出なければならない。</u></p>	<p>規定及び用語の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>同上</p>

議案第23号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり委嘱する。

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

(提案理由)

平成27年3月31日付けをもって学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が満了することに伴い、新たに委嘱するため本案を提出するものであります。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師一覧表

任期: 平成27年4月1日～平成29年3月31日

(小学校)

	職名	氏名	新任
一小	内科医	宮本 誠	
	眼科医	嶋田 孝吉	
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子	
	歯科医	古田 昭彦	
	薬剤師	高山 実香	
二小	内科医	小松 淳二	
	眼科医	平岡 満里	
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子	
	歯科医	尾崎 玲香	○
	薬剤師	柴崎 恵美子	
三小	内科医	小林 久滋	
	眼科医	待山 伸子	
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子	
	歯科医	田中 泰弘	○
	薬剤師	宇山 和江	
四小	内科医	三島 協二	
	眼科医	倉田 浩二	
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子	
	歯科医	坂元 雅明	
	薬剤師	田中 真理	
東小	内科医	篠田 昭彦	
	眼科医	梅澤 幸子	
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子	
	歯科医	野中 慎吾	○
	薬剤師	北川 佳恵	
前原小	内科医	穂坂 英明	
	眼科医	梶尾 高根	
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三	
	歯科医	小磯 和成	○
	薬剤師	村藤 康裕	
本町小	内科医	岡山 哲廣	
	眼科医	岡山 信枝	
	耳鼻咽喉科医	奥田 和子	
	歯科医	新田 安世	○
	薬剤師	村藤 康裕	○
緑小	内科医	待山 昭	
	眼科医	平岡 満里	
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁	
	歯科医	三浦 健二	
	薬剤師	北川 佳恵	○
南小	内科医	和田 輝洋	
	眼科医	嶋田 孝吉	
	耳鼻咽喉科医	諸星 咲子	
	歯科医	藤井 万弘	
	薬剤師	宇山 和江	

(中学校)

	職名	氏名	新任
一中	内科医	久我 治子	
	眼科医	岡山 信枝	
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三	
	歯科医	梶原 仁臣	
	薬剤師	柴崎 恵美子	
二中	内科医	野村 正世	○
	眼科医	倉田 浩二	
	耳鼻咽喉科医	西野 裕仁	
	歯科医	吉越 留美	
	薬剤師	北川 佳恵	
東中	内科医	齋藤 寛和	
	眼科医	梅澤 幸子	
	耳鼻咽喉科医	広瀬 陽子	
	歯科医	千野 晃	○
	薬剤師	高山 実香	
緑中	内科医	丸茂 恒二	
	眼科医	待山 伸子	
	耳鼻咽喉科医	小川 裕三	
	歯科医	北村 秀和	○
	薬剤師	柴崎 恵美子	
南中	内科医	竹田 和義	
	眼科医	梶尾 高根	
	耳鼻咽喉科医	三枝 歌子	
	歯科医	橋詰 雅志	○
	薬剤師	富子 浩子	

(小・中学校)

職名	氏名	新任
精神科医	松浦 理英子	

議案第24号

小金井市指定文化財の指定について

小金井市文化財保護条例（平成18年条例第8号）第31条の規定に基づき以下の3件を小金井市指定文化財に指定する。指定理由は別紙指定理由書のとおりである。

指定番号 第34号

名 称 吉野家住宅

種 別 市指定有形文化財（建造物）

指定番号 第35号

名 称 天明家住宅

種 別 市指定有形文化財（建造物）

指定番号 第36号

名 称 奄美の高倉

種 別 市指定有形文化財（建造物）

平成27年3月27日提出

小金井市教育委員会

教育長 山本修司

（提案理由）

平成27年2月18日付けをもって、小金井市文化財保護審議会会长から答申書が提出されたので、小金井市指定文化財の指定について本案を提出するものであります。

指定理由書

指定番号 第34号

1 名 称

吉野家住宅（よしのけじゅうたく）

2 種 別

市指定有形文化財（建造物）

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）第2条第1号（指定）

4 員 数

1棟

5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号 江戸東京たてもの園内

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

7 指定内容

建築年：江戸時代後期（19世紀中ごろ）

復元年：昭和38年（1963）

構 造：木造平屋寄棟造（桁行11間・梁間5間）、茅葺（東面と北面の庇は鉄板葺き、玄関と便所は桟瓦葺き）

建築面積：199.07 m² 延床面積：188.09 m²

旧所在地：三鷹市野崎337（旧多摩郡野崎新田）

8 指定理由

吉野家住宅は、昭和38年（1963）に三鷹市野崎から武蔵野郷土館に移築され、「名主の家」として復元された。平成5年（1993）、江戸東京たてもの園の開設時に解体して現在地に再復元された。復元にあたっては、移築時の現状を大きく変更することなく、大戸口や土間まわりの壁の形式などを旧態に戻した。

この住宅は、保存状態が良く、間取りもおおむね当初のままで、江戸時代後期の多摩地方の上層農家の住宅として貴重である。

指定番号 第35号

1 名 称

天明家住宅（てんみょうけじゅうたく）附 長屋門・飼葉小屋

2 種 別

市指定有形文化財（建造物）

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）第2条第1号（指定）

4 員 数

主屋1棟 附2棟

5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号 江戸東京たてもの園内

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

7 指定内容

建築年：江戸時代後期（18世紀後半）

復元年：昭和57年（1982）

構 造：主屋 木造平屋建て（桁行8間・梁間5間）、寄棟造り、茅葺き、増築部分：書院の間、産部屋及び雑部屋、風呂及び竈。

長屋門 木造平屋建て（桁行9間・梁間2間）、寄棟造り、茅葺き。

飼葉小屋 木造平屋建て（桁行2間半・梁間1間半か）切妻

建築面積：主屋 248.27 m² 長屋門 75.50 m² 飼葉小屋 14.87 m²

延べ面積：主屋 234.53 m² 長屋門 52.58 m² 飼葉小屋 14.87 m²

旧所在地：大田区鶴の木一丁目5番1号 （旧荏原郡鶴の木村）

8 指定理由

天明家住宅は、昭和57年（1982）に大田区鶴の木から武蔵野郷土館に移築、復元された。主屋を中心に飼葉小屋、入口に長屋門が建てられており、建物の配置は当時のままである。主屋の建築年代は、18世紀後半と推定され、後に「書院の間」などが増築されている。

この住宅は、正面玄関に「式台」、屋根に「千鳥破風」をもつなど、江戸時代後期から明治時代にわたる豪農の住宅として貴重である。

指定番号 第36号

1 名 称

奄美の高倉（あまみのたかくら）

2 種 別

市指定有形文化財（建造物）

3 指定基準

小金井市文化財の指定及び登録の基準に関する要綱（平成18年4月5日制定）

第2条第1号（指定）

4 員 数

1棟

5 所在の場所

小金井市桜町三丁目7番1号 江戸東京たてもの園内

6 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名 東京都

住所 新宿区西新宿二丁目8番1号

7 指定内容

建築年：江戸時代末期頃

復元年：昭和35年（1960）

構 造：茅葺き、4本の丸柱、床組はハシカケ（隅根太）を上に向かって反らす「ハナグラ形式」、棟木にかけたサゲキチ（垂木）を平・妻・隅木に配する。

旧所在地：鹿児島県奄美大島宇検村田検

建築面積：16.07 m² 延べ面積：10.55 m²

8 指定理由

奄美の高倉は、昭和30～32年（1955～57）に日本民族学会による奄美大島本島の調査の際、学術資料として同会に寄贈され、東京都保谷町（現西東京市）にあった民族学博物館に移築された。昭和35年（1960）に武蔵野郷土館に再移築、平成3年（1991）江戸東京たてもの園の開設時に現在地に曳屋した。

この高倉は、江戸時代末期頃の最も発達した典型的な奄美地方の高倉の形式として貴重である。



平成26年度答申第2号
平成27年2月18日

小金井市教育委員会
委員長 鮎川 志津子 様

小金井市文化財保護審議会
会長 田中 鶴代



答 申 書

本審議会は、貴職より平成27年2月18日付け小教生第345号をもって諮問のあったことについて審議の結果、下記のとおり決定したので、答申します。

記

1 諒問事項

平成26年度 諒問第2号
小金井市指定文化財の指定について

2 答申

「吉野家住宅」、「天明家住宅」及び「奄美の高倉」の3件を市指定有形文化財（建造物）として指定する。

3 指定理由

別紙指定理由書のとおり

1 平成 27 年第 1 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）

【教育委員会関係議案】

- 議案第 1 号 平成 26 年度小金井市一般会計補正予算（第 8 回）・・・原案可決
- 議案第 6 号 平成 27 年度小金井市一般会計予算 ・・・原案可決
- 議案第 14 号 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例 ・・・原案可決
- 議案第 16 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 ・・・原案可決
- 議案第 17 号 教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・・・原案可決
- 議案第 18 号 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例 ・・・原案可決
- 議案第 19 号 小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例 ・・・原案可決

【厚生文教委員会】（平成 27 年 3 月 9 日開催）

(行政報告)

- アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書の締結について（学務課）

..... 終了

【一般質問（教育委員会関係）】

質問議員	内 容
小林正樹議員	<p>1 若者の声を反映した魅力有る市にするために</p> <p>①若者議会の定期開催を</p> <p>2 東京パラリンピックの機会を積極的に活かすために</p> <p>①パラリンピアンとの積極的な交流機会をつくるいか</p> <p>②公共施設・大学施設などを仲介するなど競技・団体の後押しを</p>
遠藤百合子議員	<p>1 「小金井教育の日」での発表と交流会及び講演会を活かしていくための具体策は</p> <p>2 国も教育的観点から重要かつ有効と認める、小中学校児童生徒の「セカンドスクール構想」を更に推進していくために市としてできることは</p> <p>3 「名勝小金井（サクラ）の平成 27 年度における市の対応</p>

	予定されている内容は 育苗ファームについて
五十嵐京子議員	<p>1 公民館を取り巻く課題</p> <p>昨年4月に公民館貫井北町分館（きたまちセンター）が会館して、まもなく1年を迎える。運営をNPO法人に委託するという新たな試みがなされ、利用者には好評である。現在公民館は6館となっている。</p> <p>(1)公民館緑センターが開設された折、市は「公民館5館構想」があると説明されたが、この構想について現在の教育委員会の見解を問う。</p> <p>(2)第三次行革大綱には「公民館本館のセンター化を検討」とあるが、センター化とはどのような構想か。検討状況について問う。</p> <p>(3)新年度には東センターをNPO法人に委託することについて検討されている。確かに市民サービスの向上と財政効果の面からも委託のメリットはあるが、委託化は拡大の方向性との考え方と受け止めてよいか。</p> <p>(4)第三次行革大綱に公民館使用の有料化が挙げられているが、有料化をどう考えるか</p>
渡辺ふき子議員	<p>1 東京都、小金井市、市民団体の協働で、着実な「名勝小金井（サクラ）」の復活を</p> <p>①名勝小金井（サクラ）整備活用実施計画の進捗状況は</p> <p>②苗木も補植は進んでいるか</p> <p>③補植後の下草刈り等の維持管理は適切に行われているか</p> <p>④桜の会が育苗ファームで育てている小金井桜の苗木を市内の道路や施設へ植樹し、名勝小金井桜をさらに宣揚しないか</p>

	<p>⑤育苗ファームの移転先の検討は進んでいるか</p> <p>2 小金井市の安心・安全を守るためにあいさつ運動の拡充を</p>
関根優司議員	1 公民館本館の移転について問う
田頭祐子議員	<p>1 だれもが学び、共にふれあい交流する地域つくりのために～公民館をまちづくりの拠点にしよう～</p> <p>①公民館の基本方針は</p> <p>②小金井市の公民館は社会教育施設。その果たしてきた役割は</p> <p>③集会施設が一部有料化されたが、公民館の有料化は見直しをしないか</p>
森戸洋子議員	<p>1 今年 8 月の東公民館、図書館東分室の委託化はやめ、さらなる充実を</p> <p>(1)貫井北センターの委託化はまだ 1 年も経過していない。検証は不十分ではないか</p> <p>(2)公民館、図書館の役割を十分に踏まえ、検討したのか</p> <p>(3)市民等の説明会の開催は不十分。あらためて説明会を開催し、利用者の意見や要望を聞いて改善すべきところは改善すべきではないか。</p>
露口哲治議員	<p>1 小金井市防犯カメラ設置にむけて</p> <p>(1) (仮称) 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の進捗状況を問う</p> <p>(2)施政方針ではどのような考え方として述べられているかを問う</p> <p>2 小金井の坂の名称・愛称について問う</p> <p>小金井市の住環境は、坂をなくして語ることはできない。坂を上り下りすることが生活の第一歩といえる。武蔵野公園の野川第 1 調節池の北方に幅</p>

	3m. ジグザグ 97 段の階段がある。 (1)この階段の愛称の募集について
鈴木茂夫議員	1 学校教育現場での「合意的配慮」は検討されているか (1)2016 年施行となる差別解消法にむけ、学校での検討はどのような形で進めるのか (2)現状の課題をどのように受け止めているか
白井亨議員	1 なぜ、投票率は下がり続けているのか (1)主権者教育の現状と今後の課題について
宮下誠議員	1 地元の歴史や文化を伝える財産を適切に保存・活用しないか (1)市は指定した有形文化財の所在と保存状態について、的確に把握しているか (2)鈴木家三代私塾跡碑はどこに消えたか (3)現時点で指定していない歴史的財産についても、消滅を防ぐ保護策を検討しないか
林倫子議員	1 子どもの権利の侵害に対する救済、回復のための第三者機関を設置しよう (1)悩み事の相談先として「学校」や「スクールカウンセラー」を選びにくい、と答えた割合が 30%~60% になっている。どのように分析しているか
岸田正義議員	1 安心して子どもを育てることができる町へ (1)学校地域支援本部の取組みについて

2 議会閉会中の厚生文教委員会（平成 27 年 2 月 3 日開催）

（行政報告）

○東センターの事業運営等について（図書館・公民館）・・・・・終了

平成27年度 小金井市歳入歳出予算書(中間予算)

歳出

款項	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算の財源内訳			一般財源 の充当割合	本年度一般財源 に対する一般財源充当割合	本年度予算額 に対する割合	対年増減率	前度 率					
				特定財源												
				国都 支出金	地方債	その他										
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%	%	%					
1 議会費	403,000	384,111	18,889	0	0	748	402,252	99.8	1.7	1.1	4.9					
1 議会費	403,000	384,111	18,889	0	0	748	402,252	99.8	1.7	1.1	4.9					
2 総務費	3,383,994	3,399,227	△ 15,233	313,578	0	79,319	2,991,097	88.4	12.4	9.1	△ 0.4					
1 総務管理費	2,550,841	2,651,867	△ 101,026	45,643	0	41,751	2,463,447	96.6	10.2	6.9	△ 3.8					
2 徴税費	459,024	471,416	△ 12,392	193,241	0	8,975	256,808	55.9	1.1	1.2	△ 2.6					
3 戸籍住民基本台帳費	191,654	191,942	△ 288	1,050	0	28,593	162,011	84.5	0.7	0.5	△ 0.2					
4 選挙費	78,738	40,319	38,419	102	0	0	78,636	99.9	0.3	0.2	95.3					
5 統計調査費	73,550	8,520	65,030	73,542	0	0	8	0.0	0.0	0.2	763.3					
6 監査委員費	30,187	35,163	△ 4,976	0	0	0	30,187	100.0	0.1	0.1	△ 14.2					
3 民生費	17,288,641	15,771,109	1,517,532	8,024,594	45600	565,272	8,653,175	50.1	35.8	46.3	9.6					
1 社会福祉費	6,877,887	6,361,261	516,626	1,991,683	0	89,081	4,797,123	69.7	19.9	18.4	8.1					
2 児童福祉費	7,192,238	6,209,427	982,811	3,562,804	45600	463,221	3,120,613	43.4	12.9	19.3	15.8					
3 生活保護費	3,187,868	3,169,576	18,292	2,442,134	0	12,970	732,764	23.0	3.0	8.5	0.6					
4 国民年金費	30,648	30,845	△ 197	27,973	0	0	2,675	8.7	0.0	0.1	△ 0.6					
4 衛生費	4,022,021	3,641,646	380,375	359,212	0	792,742	2,870,067	71.4	11.9	10.8	10.4					
1 保健衛生費	937,430	908,998	28,432	198,788	0	16,315	722,327	77.1	3.0	2.5	3.1					
2 清掃費	3,084,591	2,732,648	351,943	160,424	0	776,427	2,147,740	69.6	8.9	8.3	12.9					
5 労働費	14,246	146,902	△ 132,656	0	0	0	14,246	100.0	0.1	0.0	△ 90.3					
1 労働諸費	14,246	146,902	△ 132,656	0	0	0	14,246	100.0	0.1	0.0	△ 90.3					
6 農林水産業費	37,185	43,386	△ 6,201	1,019	0	1,119	35,047	94.3	0.1	0.1	△ 14.3					
1 農業費	37,185	43,386	△ 6,201	1,019	0	1,119	35,047	94.3	0.1	0.1	△ 14.3					
7 商工費	176,194	178,408	△ 2,214	11,177	0	422	164,595	93.4	0.7	0.5	△ 1.2					
1 商工費	176,194	178,408	△ 2,214	11,177	0	422	164,595	93.4	0.7	0.5	△ 1.2					
8 土木費	4,207,450	3,314,356	893,094	2,060,271	224,300	175,525	1,747,354	41.5	7.2	11.3	26.9					
1 土木管理費	194,148	185,285	8,863	12,073	0	2,322	179,753	92.6	0.7	0.5	4.8					
2 道路橋りょう費	896,625	902,381	△ 5,756	381,590	17900	129,237	367,898	41.0	1.5	2.4	△ 0.6					
3 河川費	2,475	2,475	0	0	0	0	2,475	100.0	0.0	0.0	0.0					
4 都市計画費	3,101,929	2,218,389	883,540	1,661,408	206,400	37,022	1,197,099	38.6	5.0	8.3	39.8					
5 住宅費	12,273	5,826	6,447	5200	0	6,944	129	1.1	0.0	0.1	110.7					
9 消防費	1,713,956	1,562,867	151,089	102,900	193000	101	1,417,955	82.7	5.9	4.6	9.7					
1 消防費	1,713,956	1,562,867	151,089	102,900	193000	101	1,417,955	82.7	5.9	4.6	9.7					
10 教育費	3,228,123	3,634,133	△ 406,010	221,019	0	26,369	2,980,735	92.3	12.3	8.6	△ 11.2					
1 教育総務費	730,861	919,097	△ 188,236	7,015	0	111	723,735	99.0	3.0	1.9	△ 20.5					
2 小学校費	938,871	929,377	9,494	97,325	0	5,875	835,671	89.0	3.4	2.5	1.0					
3 中学校費	487,774	665,757	△ 177,983	19,338	0	757	467,679	95.9	1.9	1.3	△ 26.7					
4 社会教育費	735,407	789,477	△ 54,070	60,575	0	2,158	672,674	91.5	2.8	2.0	△ 6.8					
5 保健体育費	335,210	330,425	4,785	36,766	0	17,468	280,976	83.8	1.2	0.9	1.4					
11 公債費	2,747,909	2,953,853	△ 205,944	0	0	0	2,747,909	100.0	11.4	7.3	△ 7.0					
1 公債費	2,747,909	2,953,853	△ 205,944	0	0	0	2,747,909	100.0	11.4	7.3	△ 7.0					
12 諸支出金	64,720	67,178	△ 2,458	0	0	0	64,720	100.0	0.3	0.2	△ 3.7					
1 土地基金費	1	1	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0					
2 開発公社費	64,719	67,177	△ 2,458	0	0	0	64,719	100.0	0.3	0.2	△ 3.7					
13 予備費	52,561	52,824	△ 263	0	0	0	52,561	100.0	0.2	0.1	△ 0.5					
1 予備費	52,561	52,824	△ 263	0	0	0	52,561	100.0	0.2	0.1	△ 0.5					
合計	37,340,000	35,150,000	2,190,000	11,093,770	462,900	1,641,617	24,141,713	64.7	100.0	100.0	6.2					

6 性質別分類表

(単位: 千円, %)

性質別 款 別	人 件 費	物 件 費	維持補修費	扶 助 費	補 助 費 等	公 債 費	積 立 金	貸 付 金 ・ 投 資 及 び 出 資 金	繰 出 金	建設事業費	そ の 他	計	構成比	平成 26 年度			
														金額	構成比		
議 会 費	363,703	29,636			9,661								403,000	1.1	384,111	1.1	
総 務 費	1,847,535	1,409,928	5,890		119,282		495			864			3,383,994	9.1	3,399,227	9.7	
民 生 費	1,678,721	1,324,248	12,084	8,986,370	1,435,943		101	500	3,707,650	143,024			17,288,641	46.3	15,771,109	44.9	
衛 生 費	447,502	1,974,005	8,546	15,092	1,361,423		200,549			14,904			4,022,021	10.8	3,641,646	10.4	
労 働 費		924			13,322								14,246	0.0	146,902	0.4	
農林水産業費	19,022	3,092	190		10,993					3,888			37,185	0.1	43,386	0.1	
商 工 費	73,983	11,735			89,976					500			176,194	0.5	178,408	0.5	
土 木 費	477,931	475,461	98,954		527,119		3,039		409,419	2,215,527			4,207,450	11.3	3,314,356	9.4	
消 防 費	14,096	69,623	108		1,414,975			1		215,153			1,713,956	4.6	1,562,867	4.4	
教 育 費	1,176,579	1,516,129	49,116	69,109	119,334		64,008	100		233,748			3,228,123	8.6	3,634,133	10.3	
公 債 費					2,747,909								2,747,909	7.3	2,953,853	8.4	
諸 支 出 金					64,719					1			64,720	0.2	67,178	0.2	
予 備 費													52,561	52,561	0.1	52,824	0.2
計	6,099,072	6,814,781	174,888	9,070,571	5,166,747	2,747,909	268,192	601	4,117,070	2,827,608	52,561	37,340,000	100.0	35,150,000	100.0		
構 成 比	16.3	18.3	0.5	24.3	13.8	7.4	0.7	0.0	11.0	7.6	0.1	100.0					
平成 26 年度 金 額	6,223,985	6,684,693	181,479	8,175,703	4,217,240	2,953,853	248,736	601	3,929,752	2,481,134	52,824	35,150,000					
構成比	17.7	19.0	0.5	23.3	12.0	8.4	0.7	0.0	11.2	7.0	0.2	100.0					

教育委員会の今後の日程

平成27年3月27日

会議名	日時	場所	出席者
平成27年第1回教育委員会臨時会	4月1日(水) 午後1時30分	801会議室	全委員
市立小学校入学式	4月6日(月)	各小学校	全委員
市立中学校入学式	4月7日(火)	各中学校	全委員
平成27年度 教育施策連絡協議会	4月9日(木) 午後1時30分~	都庁第一本庁舎5階 大会議場	全委員
平成27年第4回教育委員会定例会	4月14日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会連合会 平成27年度第1回理事会	4月30日(木) 午後2時~	自治会館	委員長
平成27年第5回教育委員会定例会	5月12日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
東京都市町村教育委員会連合会第59回定期総会	5月19日(火) 午後2時~	東京自治会館講堂	全委員
平成27年第6回教育委員会定例会	5月26日(火) 午後1時30分	801会議室	全委員
平成27年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会(新潟大会)	5月29日(金)	新潟県長岡市 長岡市立劇場	鮎川委員長 福元委員長職務代理者